

被災家屋の建替え・修復等に伴う 給水装置工事手数料等の免除について（お知らせ）

広島市水道局

このたびの豪雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

水道局では、次のとおり、被災された家屋への給水装置工事に関する手数料等を免除します。

1 支援策の内容

被災者の生活再建を支援することを目的として、災害発生日から6か月以内に申し込まれた被災家屋の建替え・修復等に伴う給水装置工事に関する手数料等を免除する。

2 対象者（要件等）

被災家屋に居住する被災者又はその所有者で、被災家屋の建替え、修復等に伴い給水装置工事の申込みをされる方

3 手続きの方法

[「給水装置工事手数料等免除申請書」（様式1）](#)に、り災証明書を添付して所管の管理事務所に申請をしてください。（「給水装置台帳閲覧・写しの交付願」の申請時、又は「給水装置工事申込書」の提出時に併せて指定工事業者が申請手続きを行うこともできます。）

4 その他

免除する手数料等

- (1) 設計審査手数料
- (2) 工事検査手数料
- (3) 工事監督費
- (4) 証明手数料

5 お問い合わせ先

水道局 給水課	電話 082-511-6864	FAX 082-221-8141
中部管理事務所（中区・南区）	電話 082-511-6877	FAX 082-221-5606
東部管理事務所（東区・安芸区・府中町・坂町）	電話 082-223-6611	FAX 082-223-6615
西部管理事務所（西区・佐伯区）	電話 082-923-4122	FAX 082-923-0016
北部管理事務所（安佐南区・安佐北区）	電話 082-843-9220	FAX 082-843-9290